

新型コロナウイルス(2019-nCoV)感染症について(第6報)

新型コロナウイルス感染症については、中国の湖北省武漢市への滞在歴がない日本国内症例が複数発生している状況となっています。

2月1日より感染症法に基づく「指定感染症」としての運用が開始されていますが、同時に同日2月1日から新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義が変更になりました。

新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義 (現時点の定義であり、今後変更の可能性がある。)

以下のⅠおよびⅡを満たす場合を「疑い例」とする。

Ⅰ 発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状を有している。

Ⅱ 発症から2週間以内に、以下の(ア)、(イ)の曝露歴のいずれかを満たす。

(ア) **武漢市を含む湖北省**への渡航歴がある。

(イ) 「**武漢市を含む湖北省**への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴



これまでの定義

(ア) **武漢市**への渡航歴がある。

(イ) 「**武漢市**への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

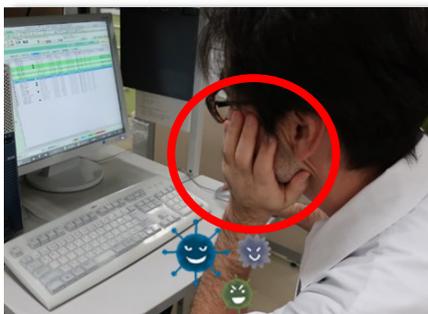
2019-nCoV感染者を症状のみで見分けることは難しく、疑い患者さん対応時の防護具だけに過剰に目をとられることなく、**日頃から頻回の手指衛生**を実施することが一番の防護策です。自分と患者さんを守るために、まずは標準予防策の徹底をお願いします。

自分の手指で感染させている？



人は1時間に23回顔を触っているという報告があります¹⁾。顔は口、鼻、目の粘膜があり、手指から直接微生物を押し込むリスクがあります。日ごろから、手指を顔に持っていないように心得ておくことは大切です。

1) KwokYL,et al. Am J Infect Control.2015.



新型コロナウイルス感染者数の推移

